

川崎市告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年4月23日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 医科（訪問看護）の部 変更

指定番号	変更年月日	名称 開設の場所	変更事項（前）
川-9122	令和6年4月1日	川崎大師訪問看護ステーション 川崎区大師駅前1-2-9 ディアーナ川崎大師3階	川崎区大師駅前1-5-4
川-9170	令和8年2月16日	ソフィアメディ訪問看護ステーション鹿島田 幸区下平間144-27 小鹿倉ビル1F	幸区下平間144-27 小鹿倉ビル2F